

AI 関連発明の審査実務

付属書
各庁回答

2023 年 6 月
(2024 年 6 月更新)

“Examination practices on AI-related inventions - Annex Complete answers of each office”の日本語仮訳です。

本仮訳と原文とに相違する記載があるときは、全て原文が優先します。

fiveIPoffices

European Patent Office /// Japan Patent Office ///
Korean Intellectual Property Office ///
National Intellectual Property Administration, PRC ///
United States Patent and Trademark Office

目次

1. EPO (欧州特許庁).....	1
2. JPO (日本国特許庁).....	19
3. KIPO (韓国特許庁).....	30
4. CNIPA (中国国家知識産権局).....	38
5. USPTO (米国特許商標庁).....	47

1. EPO (欧州特許庁)

<定義>

本調査における「AI 関連発明」とは、AI 技術そのもの（学習方法等）の発明、AI 技術
を特定の技術分野に応用した発明、AI 技術を利用して開発された製品の発明をいう。

貴庁がユーザーに提供している審査基準等の資料について、以下質問します。

<質問 1:基本情報>

Q1. 最新の特許法の条文が参照可能な URL を回答ください。
なお、特許法を英語で提供している場合（仮訳を含む）は、当該 URL を回答ください。
英語が仮訳の場合又は参照のために必要な場合には、英語以外の言語で特許法を
提供している URL も回答ください。

[法令名] 欧州特許条約

[URL] <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/epc.html>

[言語] 英語 ([独語](#) と [仏語](#)) での文書も利用可

Q2. 貴庁は、AI 関連発明に適用される審査基準等の資料について、どのような資料を
作成していますか？ AI 関連発明の審査実務・審査基準の理解を助けるためにユーザー
に提供されている資料について、以下の項目について回答ください。

※審査基準、実務マニュアルの他、審査基準又は審査実務をユーザー向けに解説する
プレゼン資料等、AI 関連発明の審査実務・審査基準を理解する上で有益と考える資料
が複数存在する場合、その全てについて回答ください。

※他庁との AI 関連発明に関する比較研究の報告書については Q3 にて回答ください。

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022)

[URL] <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines.html>

[言語] 英語([独語](#) と [仏語](#)) での文書も利用可

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準に特化して説明する資料
2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料
3. 全ての技術分野に関する審査実務・審査基準を説明する資料
4. その他 ()

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022) セクション G-II、3.3.1

[URL] https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_3_1.htm

[言語] 英語 ([独語](#) と [仏語](#)) での文書も利用可

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明した資料

2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料
3. 全ての技術分野に関する審査実務・審査基準を説明する資料
4. その他()

[資料名] 特に CIIs に関連する基準のセクションへのリンクを含むコンピュータ利用発明のインデックス

[URL] <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/j.htm>

[言語] 英語 ([独語](#)と [仏語](#)での文書も利用可)

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明した資料
2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料
3. 全ての技術分野に関する審査実務・審査基準を説明する資料
4. その他()

[資料名] 欧州特許庁審判部判例法第 10 版 2022 年 7 月

[URL] <https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/case-law.html>

[言語] 英語 ([独語](#)と [仏語](#)での文書も利用可)

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明した資料
2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料
3. ソフトウェア関連発明や AI 関連発明の審査を含む、あらゆる技術分野の審査実務・審査基準を説明する資料
4. その他(欧州特許庁審判部の最重要判例集)

[資料名] コンピュータ・プログラムの特許性に関する拡大審判部意見書 G3/08

[URL] <https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/g080003ex1.html>

[言語] 英語 ([独語](#)と [仏語](#)での文書も利用可)

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明した資料
2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料
3. あらゆる技術分野の審査実務・審査基準を説明する資料
4. その他

[資料名] コンピュータ利用シミュレーションに関する拡大審判部審決 G1/19

[URL] <https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/g190001ex1.html>

[言語] 英語 ([独語](#)と [仏語](#)での文書も利用可)

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明した資料
2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料
3. あらゆる技術分野の審査実務・審査基準を説明する資料
4. その他

Q3. 貴庁は、他庁と協力して、AI 関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究を行っていますか？AI 関連発明の審査実務・審査基準を理解する上で有益と考える比較研究報告書が存在する場合、その全てを回答ください。

なお、複数の言語で比較研究報告書を提供している場合、全て回答ください。

[資料名] コンピュータ利用発明／ソフトウェア関連発明の比較研究(2021 年)

[URL] [https://documents.epo.org/projects/babylon/eponot.nsf/0/E1845285B1DD9C53C125879F00374910/\\$FILE/comparative_study_on_computer_implemented_inventions_software_related_inventions_EPO_KIPO_en.pdf](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponot.nsf/0/E1845285B1DD9C53C125879F00374910/$FILE/comparative_study_on_computer_implemented_inventions_software_related_inventions_EPO_KIPO_en.pdf)

[言語] 英語

[比較研究を実施した庁] 韓国特許庁

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください：

1. AI 関連発明に関する審査実務・審査基準に焦点を当てた比較研究
- 2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究**
3. 全ての技術分野に関する比較研究
4. その他()

[資料名] コンピュータ利用発明／ソフトウェア関連発明の比較研究(2021 年)

[URL] [https://documents.epo.org/projects/babylon/eponot.nsf/0/6CD3B51A85FD8C29C1258789004C23F3/\\$File/comparative_study_on_computer_implemented_inventionssoftware_related_inventions_EPO_JPO..pdf](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponot.nsf/0/6CD3B51A85FD8C29C1258789004C23F3/$File/comparative_study_on_computer_implemented_inventionssoftware_related_inventions_EPO_JPO..pdf)

[言語] 英語

[比較研究を実施した庁] 日本国特許庁

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください：

1. AI 関連発明に関する審査実務・審査基準に焦点を当てた比較研究
- 2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究**
3. 全ての技術分野に関する比較研究
4. その他()

[資料名] コンピュータ利用発明／ソフトウェア関連発明の比較研究(2019 年)

[URL] [https://documents.epo.org/projects/babylon/eponot.nsf/0/979CF38758D25C2CC12584AC004618D9/\\$File/comparative_study_on_computer_implemented_inventions_software_related_inventions_EPO_CNIPA_en.pdf](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponot.nsf/0/979CF38758D25C2CC12584AC004618D9/$File/comparative_study_on_computer_implemented_inventions_software_related_inventions_EPO_CNIPA_en.pdf)

[言語] 英語

[比較研究を実施した庁] 中国国家知識産権局

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください：

1. AI 関連発明に関する審査実務・審査基準に焦点を当てた比較研究
- 2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究**

3. 全ての技術分野に関する比較研究
4. その他()

<質問 2: AI 関連発明に関する特許要件>

A. 発明該当性

Q4. 発明該当性に関する特許法における条文について教えてください。

[条文番号]

欧州特許条約第 52 条

Q5. AI 関連発明の“発明該当性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022)

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

G-I サブセクション (特許性 – 一般要件)

G-II、 1 (発明 – 一般見解)

G-II、 2 (審査実務)

G-II、 3.3 (除外 – 数学的方法)

G-II、 3.3.1 (AI と機械学習)

G-II、 3.3.2 (シミュレーション、デザインまたはモデリング)

G-II、 3.5 サブセクション(除外 - 精神的な行為、ゲーム又はビジネスを行うための計画、規則及び方法)

G-II、 3.6 サブセクション(除外 - コンピュータ・プログラム)

G-II、 3.7 サブセクション (除外 - 情報の提示)

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=○”で終わる)

G-I サブセクション https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_i_1.htm

G-II、 1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_1.htm

G-II、 2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_2.htm

G-II、 3.3: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_3.htm

G-II、 3.3.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_3_1.htm

G-II、 3.3.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_3_2.htm

G-II、 3.5 サブセクション: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_5.htm

G-II、 3.6 サブセクション: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_6.htm

G-II、3.7 サブセクション: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_7.htm
<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/j.htm>

Q6. AI 関連発明（又はソフトウェア関連発明）に関連する主題“subject matter”又は請求項の形式として、許容される例又は許容されない例について示した審査基準等の資料があれば、その該当箇所と共に教えてください。

*例えば、発明の主題（請求項の形式）として、コンピュータ・プログラム、コンピュータ・プログラム製品、コンピュータ・プログラムが記録される記録媒体、学習済みモデル、データ構造等が保護対象となるか否かを示した資料があれば、教えてください。

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022)

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

G-II、3.3 (数学的方法) - 技術的適用または実装を伴う数学的方法に関する許容可能な請求項の例

G-II、3.3.1 (AI と機械学習) - アルゴリズムの技術的適用および分類方法に関する許容可能な請求項の例

G-II 3.3.2 (シミュレーション、デザインまたはモデリング) - シミュレーション、デザインまたはモデリングのコンピュータを使用する方法に関する許容可能な請求項の例

G-II、3.5.1 (精神的な行為を行うための計画、ルール及び方法) - 技術的手段の使用を必要とする許容可能な方法請求項の例

G-II、3.5.2 (ゲームを行うための計画、法則及び方法) - ユーザー入力を提供する方法の指定や、ゲーム世界におけるリアルタイムの操作の双方向制御による技術的適用に関する許容可能な請求項の例

G-II、3.5.3 (ビジネスを行うための計画、ルール及び方法) - ビジネス方法の少なくとも一部のステップを実行するためのコンピュータ、コンピュータネットワーク、またはその他のプログラム可能な装置などの技術的手段を特定する、許容可能な請求項の例

G-II 3.6 (コンピュータ・プログラム)

G-II 3.6.1 (更なる技術的効果の例) - コンピュータ・プログラムに技術的性格を付与するさらなる技術的効果の例、すなわち、技術的プロセスの制御、コンピュータ自体の内部機能またはそのインターフェースの制御

G-II 3.6.2 (情報モデリング、プログラミングの活動、プログラミング言語) - 情報モデルに関する許容可能な請求項の例

G-II 3.6.3 (データ検索、フォーマット、構造) - コンピュータを使用するデータ構造または媒体に具現化されたデータ形式に関する許容可能な請求項の例

G-II 3.6.4 (データベース管理システムおよび情報検索) - データベース管理システムで実行される方法に関する許容可能な請求項の例

G-II 3.7 (情報の提示) -情報提示に関する許容可能な請求項の例、例えば情報を提示のためのあらゆる技術的手段（例：コンピュータのディスプレイ）の使用を指示または特定する請求項

G-II 3.7.1 (ユーザー・インタフェース) -グラフィカル・ユーザインタフェース (GUI) に関する許容可能な請求項の例、例えば、文書アイコンをプリンタアイコン上にドラッグして往復移動させることにより、印刷プロセスを開始し、印刷部数を設定するといったように、グラフィカル・ユーザインタフェース (GUI) においてユーザーに異なる使用条件の提供を許容する代替グラフィカル・ショートカットの提供

G-VII、5.4 (技術的特徴と非技術的特徴からなる請求項)

G-VII、5.4.1 (技術的特徴と非技術的特徴からなる請求項に関する客観的技術課題の定式化)

G-VII、5.4.2 (サブセクション) - 技術的特徴及び非技術的特徴を含む請求項の進歩性評価への COMVIK アプローチの適用例

F-IV、3.9 (コンピュータ利用発明に関する請求項)

F-IV、3.9.1 (すべての方法ステップが汎用的なデータ処理手段で完全に実施できる場合) - 汎用のデータ処理手段によって実行可能な、許容される方法請求項およびコンピュータ・プログラム (製品) 請求項の例

F-IV、3.9.2 (方法ステップが追加のデバイスや特定のデータ処理手段を定義する場合) - 少なくとも1つの方法ステップが、特定のデータ処理手段またはその他の技術的装置の使用を定義する許容可能な請求項の例

F-IV、3.9.3 (発明が分散処理環境 (DCE) で実現される場合) - 発明が分散処理環境 (DCE) で実現される許容可能なプロダクト請求項の例

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク ("#page=○"で終わる)

G-II、3.3: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_3.htm

G-II、3.3.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_3_1.htm

G-II 3.3.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_3_2.htm

G-II、3.5.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_5_1.htm

G-II、3.5.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_5_2.htm

G-II、3.5.3: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_5_3.htm

G-II 3.6: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_6.htm

G-II 3.6.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_6_1.htm

G-II 3.6.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_6_2.htm

G-II 3.6.3: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_6_3.htm

G-II 3.6.4: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_6_4.htm
G-II 3.7: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_7.htm
G-II 3.7.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_ii_3_7_1.htm
G-VII、5.4: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_vii_5_4.htm
G-VII、5.4.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_vii_5_4_1.htm
G-VII、5.4.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_vii_5_4_2.htm

F-IV、3.9: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv_3_9.htm
F-IV、3.9.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv_3_9_1.htm
F-IV、3.9.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv_3_9_2.htm
F-IV、3.9.3: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv_3_9_3.htm

[資料名] 欧州特許庁審判部判例法第 10 版 2022 年 7 月

[情報掲載場所] * ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

I.A.2.2.2 (数学的方法)

I.A.2.4 (コンピュータ利用発明)

I.A.2.5 (精神的な行為、ゲーム又はビジネスを行うための計画、ルール及び方法)

I.A.2.6 (情報の提示)

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク ("#page=○"で終わる)

I.A.2.2.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/caselaw/2022/e/clr_i_a_2_2_2.htm

I.A.2.4: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/caselaw/2022/e/clr_i_a_2_4.htm

I.A.2.5: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/caselaw/2022/e/clr_i_a_2_5.htm

I.A.2.6: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/caselaw/2022/e/clr_i_a_2_6.htm

Q7.AI 関連発明の“発明該当性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、審査基準や他の資料に示される仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下を特定する情報：事例番号/事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び各事例概要について教えてください。

※複数事例が存在する場合には、事例毎に各項目を回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 審判部審決 T 1173/97

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

<https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/t971173ex1.html>

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 発明該当性を満足する事例
2. 発明該当性を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、簡潔に記入してください。(例：〇〇の検討要素を満たさないと評価されるため、発明に該当しない事例) コンピュータ・プログラム製品は、それがコンピュータ上で実行されるとき、プログラム（ソフトウェア）とコンピュータ（ハードウェア）の間の“通常の”物理的相互作用を超える更なる技術的効果をもたらす場合、EPC 第 52 条(2)及び(3)の下で特許性から除外されない。

[事例番号/事例のタイトル] 技術審判部審決 T 1820/16

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

<https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/t161820eu1.html>

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 発明該当性を満足する事例
2. 発明該当性を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、簡潔に記入してください。(例：〇〇の検討要素を満たさないと評価されるため、発明に該当しない事例) 最適化問題を解く特許請求される方法は、純粹に数学的方法の形で定義されている。出力から得られる技術的結果を含めて入力と出力データは特定されないままであり、その適用分野は本質的に非技術的（経済的）である可能性さえある。したがって、請求項 1 に定義された方法は、EPC 第 52 条(2)(a)および(3)に規定された非発明の範疇に入る抽象的な方法であると考えられる。

さらに、コンピュータによる実施は、請求項 1 には明示的に規定されておらず、また、本出願の全体的な文脈を考慮すれば、請求項 1 の現在の文言から暗黙のものと認めることもできない。

[事例番号/事例のタイトル] COMVIK アプローチを適用する仮想事例 (ガイドライン G-VII, 5.4.2.5)

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_vii_5_4_2_5.htm

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 発明該当性を満足する事例
2. 発明該当性を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、簡潔に記入してください。(例：〇〇の検討要素を満たさないと評価されるため、発明に該当しない事例)
この例では、方法が技術的手段、例えばスプレー噴射装置とプロセスパラメータを制御するコントローラを使用することを含むので、発明該当性要件は満たされている。この例はまた、数学的特徴が単独で見れば非技術的であるが、請求項の文脈では技術的目的を果たす技術的效果を生み出すのに寄与する場合を例示している。溶射を制御するためのプロセスパラメータを調整するために、ニューラルネットワークの結果とファジーロジックの組み合わせを使用するという特徴は、本発明の技術的特徴に寄与し、したがって、進歩性の存在を裏付ける可能性がある。
しかし、今回の場合、請求項1には、達成すべきコーティング特性に関する情報は含まれていない。ニューロ・ファジー・コントローラの入力変数と出力変数、コントローラがどのように訓練されるか、または出力がどのようにプロセスパラメータの調節に使用されるかは定義されていない。ニューロ・ファジー・コントローラの特徴は、溶射皮膜のいかなる技術的特性にもリンクされていない。したがって、ニューロ・ファジー・コントローラは、溶射皮膜の特定の用途には適合していない。コントローラへの入力として異なるプロセスパラメータを提供すること以外に、特許請求項の範囲全体にわたって信頼できる特定の技術的效果が達成されたという証拠はない。

B. 記載要件

Q8. 記載要件（明確性、サポート要件/記述要件、実施可能要件／開示の十分性）に関する特許法における条文をそれぞれ教えてください。

[条文番号]

1. 明確性：EPC 第 84 条
2. サポート要件/記述要件: EPC 第 84 条
3. 実施可能要件／開示の十分性：EPC 第 83 条

Q9. AI 関連発明の“明確性要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022)

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

F-IV (請求項) – 全ての発明に適用

F-IV、3.9 (コンピュータ利用発明に関する請求項)

F-IV、3.9.1 (すべての方法ステップが汎用的なデータ処理手段で完全に実施できる場合)

F-IV、3.9.2 (方法ステップが追加のデバイスや特定のデータ処理手段を定義する場合)

F-IV、3.9.3 (発明が分散処理環境 (DCE) で実現される場合)

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

F-IV: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv.htm
F-IV、3.9: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv_3_9.htm
F-IV、3.9.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv_3_9_1.htm
F-IV、3.9.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv_3_9_2.htm
F-IV、3.9.3: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv_3_9_3.htm

Q10. AI 関連発明の“サポート要件/記述要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022)

[情報掲載場所] * ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

F-IV、6 (記述におけるサポート) –全ての発明に適用

F-II、4.12 (コンピュータ・プログラム)

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

F-IV、6: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iv_6.htm

F-II、4.12: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_ii_4_12.htm

Q11. AI 関連発明の“実施可能要件/開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022)

[情報掲載場所] * ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

F-III、1、パート 4 (開示の十分性) –全ての発明に適用

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

F-III、1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/f_iii_1.htm

Q12: AI 関連発明のうち、AI 技術を用いて開発した物の発明についての“サポート要件/記述要件又は実施可能要件/開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

※物の発明について、“サポート要件/記述要件又は実施可能要件/開示の十分性”を満たすためには、明細書等において実験結果を示す必要がある場合があります (例えば、機能/性質により特定された物の発明について、その物がその機能/性質を満足することを示すことが必要な場合があります)。

この場合において、AI 技術 (例: マテリアル・インフォマティクス) による推定結果

が、実験結果と同等のものとして認められるか否かを審査基準等の資料において示しているかどうか、回答ください。

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022)

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

F-IV、4.12 (プロダクトバイプロセスクレーム)全ての発明に適用可

F-III、4 (発明の実施および反復可能性に関する立証責任)

F-III、12 (開示の十分性および進歩性)

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

F-IV、4.12: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/ef_iv_4_12.htm

F-III、4: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/ef_iii_4.htm

F-III、12: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/ef_iii_12.htm

Q13.AI 関連発明の“記載要件”、即ち明確性、サポート要件/記述要件および実施可能要件/開示の十分性、の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、審査基準やその他の資料記載されている仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報；事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要、について教えてください。 ※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 審判部審決 T 410/96

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

<https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/t960410eu1.html>

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：(事例については複数回答可)

1. 明確性要件を満足する事例
2. 明確性要件を満足しない事例
3. 実施可能要件/開示の十分性を満足する事例
4. 実施可能要件/開示の十分性を満足しない事例
5. サポート要件/記述要件を満足する事例
6. サポート要件/記述要件を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、XX が明細書に記載されていないため実施可能要件を満たさないケース

ミーンズ・プラス・ファンクション・タイプ（「...のための手段」）の装置の特徴は、単にステップ/機能を実行するのに適した手段というより、それぞれのステップ/機能を実行するのに適合した手段として解釈される。本件では、方法クレームのステッ

プへの言及も、「...のための手段」という表現の使用も、本請求項 6 の形式の許容性を妨げるものではない。したがって、本請求項 6 の形式の請求項は、少なくとも原則として、EPC 第 29 条(1)及び(3)と組み合わせて第 84 条の下で許容される可能性がある。

[事例番号/事例のタイトル] 審判部審決 T 2140/08

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

<https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/t082140eu1.html>

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：(事例については複数回答可)

1. 明確性要件を満足する事例
- 2. 明確性要件を満足しない事例**
3. 実施可能要件/開示の十分性を満足する事例
4. 実施可能要件/開示の十分性を満足しない事例
5. サポート要件/記述要件を満足する事例
6. サポート要件/記述要件を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。)

例、XX が明細書に記載されていないため実施可能要件を満たさないケース

本請求の請求項 1 には、図の実施形態に示された本発明のいくつかの本質的な特徴が含まれていない。さらに、請求項 1 には、原出願の明細書に完全な裏付けを見出すことができないと思われる不明確な表現が含まれている。

[事例番号/事例のタイトル] 審判部審決 T 161/18

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

<https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/t180161du1.html>

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：(事例については複数回答可)

1. 明確性要件を満足する事例
2. 明確性要件を満足しない事例
3. 実施可能要件/開示の十分性を満足する事例
- 4. 実施可能要件/開示の十分性を満足しない事例**
5. サポート要件/記述要件を満足する事例
6. サポート要件/記述要件を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。)

例、XX が明細書に記載されていないため実施可能要件を満たさないケース

本願明細書には、人工ニューラルネットワークの学習に適した入力データ、または技術的課題を解決するのに適した少なくとも 1 つのデータセットが開示されていないた

め、当業者が人工ニューラルネットワークの学習を再現することはできなかった。したがって、本技術の当業者は本発明を実施することができなかった。その結果、本出願は EPC 第 83 条に基づく開示が不十分であった。

[事例番号/事例のタイトル] 審判部審決 T 2574/16

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク ("#page=○"で終わる)

<https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/t162574eu1.html>

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：(事例については複数回答可)

1. **明確性要件を満足する事例**
2. 明確性要件を満足しない事例
3. **実施可能要件/開示の十分性を満足する事例**
4. 実施可能要件/開示の十分性を満足しない事例
5. サポート要件/記述要件を満足する事例
6. サポート要件/記述要件を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。)

例、XX が明細書に記載されていないため実施可能要件を満たさないケース

審判部は、クレームが操作要素をシミュレートする 1 つの単純な方法に限定されるものではなく、実際には、出願時の出願に開示された実施例のいずれをも超える精巧なシミュレーションを包含していると指摘した。しかし、このこと自体は、明確性の欠如や開示の不十分さの問題ではない。実際、クレームは、発明の本質的特徴を積極的に定義する用語で保護範囲を定義するのが普通である。特許請求の範囲に含まれる特定の実施形態は、特許請求の範囲に記載されていない、または出願に開示されていない、そして (特許可能なさらなる発展を構成する可能性さえある) さらなる特徴を有する可能性がある。

[事例番号/事例のタイトル] 審判部審決 T 637/03

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク ("#page=○"で終わる)

https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/t030637eu1.html#T_2003_0637

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：(事例については複数回答可)

1. 明確性要件を満足する事例
2. 明確性要件を満足しない事例
3. 実施可能要件/開示の十分性を満足する事例
4. 実施可能要件/開示の十分性を満足しない事例
5. サポート要件/記述要件を満足する事例
6. **サポート要件/記述要件を満足しない事例**

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。)

例、XX が明細書に記載されていないため実施可能要件を満たさないケース

クレームと明細書を一致させようとした場合、審判部は異議を唱えた。クレームは明細書に含まれる特徴を反映していない。クレームは明細書と矛盾しており、明細書によってサポートされていない。

C. 新規性

Q14. 新規性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号]

[EPC 第 54 条](#)

Q15. AI 関連発明の“新規性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名事例番号/事例のタイトル] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022)

[情報掲載場所] * ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

G-VI (新規性) - 全ての発明に適用可能

[URL] * 関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

G-VI: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_vi.htm

[資料名] 欧州特許庁審判部判例法第 10 版 2022 年 7 月

[情報掲載場所] * ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

I.C.1-5 (新規性)

[URL] * 関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

I.C.1-5: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/caselaw/2022/e/clr_i_c.htm

Q16. AI 関連発明の“新規性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例 (例えば、審査基準やその他の資料に表示された仮想事例や代表的な裁判例) がある場合、以下の事例を特定する情報; 事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 審判部審決 T 2440/12

[URL] * 関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

<https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/t122440eu1.html>

[事例概要]: 事例が以下のいずれに該当するかお答えください。

1. 新規性が肯定されることを示す例
2. 新規性が否定されることを示す例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。)

例、新規性の評価において XX が考慮されないため、新規性が否定されるケース

発明は、コンピュータによって実行される方法であった。審判部は、原則として、当業者はコンピュータ上でソフトウェアを一行ずつ実行することができ、そうすることによって、その方法を実行するだけでなく、コンピュータによって実行される方法ステップに関する知識を得ることができたので、販売という形でソフトウェア製品を事前に使用することによって、ソフトウェアによって実行される方法が技術水準の一部となったという結論に達した。審判部は、著作権保護を侵害することなく、コンピュータ上で一行ずつ実行することによって得られるような、方法の異なる「開示」であっても、クレームされた方法の新規性を奪うには十分であるとし、出願人に同意した。したがって、クレーム 1 の主題は、紛れもなくクレームされた主題を具体化したソフトウェア製品の先行使用に続くもので新規なものではなかった。

D. 進歩性

Q17. 進歩性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号]

[EPC 第 56 条](#)

Q18.AI 関連発明の“進歩性”の判断に関する審査基準等の資料について、該当箇所を教えてください。

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン

[情報掲載場所] * ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

G-VII、5.4 (技術的特徴と非技術的特徴からなる請求項)

G-VII、5.4.1 (客観的技術課題の定式化)

G-VII、5.4.2 (COMVIK アプローチを適用する例) 例を含むサブセクション 5.4.2.1 - 5.4.2.5

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=○”で終わる)

G-VII、5.4: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_vii_5_4.htm

G-VII、5.4.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_vii_5_4_1.htm

G-VII、5.4.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_vii_5_4_2.htm https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/g_vii_5_4_2.htm

[資料名] 欧州特許庁審査ガイドライン(2022)

[情報掲載場所] *1 ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

I.D.9.1 (混在タイプの発明の場合における進歩性の評価)

I.D.9.2 (混在タイプの発明に適用される際の課題解決アプローチ)

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=○”で終わる)

I.D.9.1: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/caselaw/2022/e/clar_id_9_1.htm

I.D.9.2: https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/caselaw/2022/e/clar_id_9_2.htm

Q19. AI 関連発明の“進歩性”の判断手法についての理解を助けるため、事例（例えば、審査基準等の資料において示している仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 審判部審決 T 1286/09

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=○”で終わる)

<https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/t091286eu1.html>

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1.進歩性が肯定されることを示す例

2.進歩性が否定されることを示す例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。)

例、先行技術から容易に発明することができたとはいえないとして進歩性が肯定されるケース

本発明の要旨は、最初の模範画像と同じ顕著な特性を持つ画像の拡張セットを生成するために、模範カラー画像を系統的に変更することによって、意味分類器の学習に使用する模範画像の多様性を高めることにある。模範画像は、“空間的再構成”、すなわち、エッジを切り取ったり、水平方向にミラーリングしたりすることによって変更することができる。模範画像のセットを拡張するための別の技術は、色分布をシフトすること、または照度（すなわち赤-青）軸に沿って色を変更することである。利用可能な先行技術は、カラー画像分類器を訓練する問題を扱っておらず、これらの特徴を開示しなかった。したがって、請求項 1 の主題は、EPC 第 56 条の意味における進歩性を含んでいた。

[事例番号/事例のタイトル] 拡大審判部審決 G1/19

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

<https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/recent/g190001ex1.html>

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 進歩性が肯定されることを示す例
2. 進歩性が否定されることを示す例

特定の発明審査に限定されない一般原則

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、先行技術から容易に発明することができたとはいえないとして進歩性が肯定されるケース

欧州特許条約の解釈において基本的に重要な法律上の論点を明確にする責任を負う拡大審判部は、（混合発明における進歩性の評価に使用され、審決 T 641/00 で説明されている）長年確立されてきた COMVIK アプローチがすべてのコンピュータ利用発明に適用されることを確認した。同判決は、コンピュータ利用シミュレーションは、クレームされた特徴が発明の技術的特徴に寄与するかどうかの問題を含め、他のコンピュータに利用発明と同じ基準に従って評価されなければならないとした。シミュレーションが実施されるコンピュータ内の通常の電氣的相互作用を超える技術的效果（すなわち、「更なる技術的效果」）は、進歩性があると考慮することができるかもしれない。

また、この特定の事案において、拡大審判部は、そのようにクレームされた技術的システムまたはプロセスのコンピュータ利用シミュレーションは、進歩性の評価の目的上、コンピュータ上でのシミュレーションの実行を超える技術的效果をもたらすことによって技術的問題を解決することができるかと述べた。このような評価のためには、シミュレーションの全部または一部が、シミュレーションされたシステムまたはプロセスの基礎となる技術的原理に基づいていることは十分条件ではない。

[事例番号/事例のタイトル] コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明の EPO-JPO 比較研究 (2021) 事例 C-8：ニューラルネットワークのトレーニング（「ドロップアウト」）

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[コンピュータ使用発明・ソフトウェア関連発明の比較研究_EPO_JPO.pdf](#)

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 進歩性が肯定されることを示す例
2. 進歩性が否定されることを示す例

請求項は、技術的な目的を果たさないこと、またはコンピュータの内部機能を考慮した特定の方法でされることによる、ニューラルネットワークの働きを対象としている。

むしろ、当該請求項が特定するのは、数学的方法のステップをコンピュータで実行することだけである。このような場合、技術的効果を立証するためには、その数学的方法が先行技術の数学的方法よりもアルゴリズム的に効率的であるだけでは不十分である。請求項 1 に定義された識別方法ステップは、クレーム対象物の技術的特徴に寄与しないので、進歩性の基礎を形成することはできない。

2. JPO (Japan Patent Office)日本国特許庁

<定義>

本調査における「AI 関連発明」とは、AI 技術そのもの（学習方法など）の発明、AI 技術を特定の技術分野に応用した発明、AI 技術を利用して開発された製品の発明を指す。

貴庁がユーザーに提供している審査基準等の資料について、以下質問します。

<質問 1: 基本情報>

Q1.最新の特許法の条文が参照可能な URL を回答ください。

なお、特許法を英語で提供している場合（仮訳を含む）は、当該 URL を回答ください。英語が仮訳の場合又は参照のために必要な場合には、英語以外の言語で特許法を提供している URL も回答ください。

[法令名]特許法

[URL] <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000121>

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4097>

[言語] 日本語、英語

Q2.貴庁は、AI 関連発明に適用される審査基準等の資料について、どのような資料を作成していますか？AI 関連発明の審査実務・審査基準の理解を助けるためにユーザーに提供されている資料について、以下の項目について回答ください。

※審査基準、実務マニュアルの他、審査基準又は審査実務をユーザー向けに解説するプレゼン資料等、AI 関連発明の審査実務・審査基準を理解する上で有益と考える資料が複数存在する場合、その全てについて回答ください。

※他庁との AI 関連発明に関する比較研究の報告書については、Q3 にて回答ください。

[資料名] 特許・実用新案審査基準

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

[言語] 英語、日本語

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください。

3.あらゆる技術分野の審査実務・審査基準を説明する資料

[資料名] 特許・実用新案審査ハンドブック附属書 B、第 1 章コンピュータソフトウェア関連発明

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1_e.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1.pdf

[言語] 英語、日本語

[特徴] .以下の1～4から選択ください。

2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料

[資料名] 新たに追加された AI 関連技術に関する事例 (令和 6 年追加分)

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei_e/jirei_add2024_e.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/jirei_tsuika_2024.pdf

[言語] 英語、日本語

[特徴] 以下の1～4から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明する資料

[資料名] 新たに追加された AI 関連技術に関する事例 (平成 3 1 年追加分)

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei_e/jirei_add2019_e.pdfhttps://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/jirei_tsuika.pdf

[言語] 英語、日本語

[特徴] 以下の1～4から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明する資料

[資料名] 漫画審査基準：AI・IoT 編

[URL] https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/comic_ai_iot_e.html

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/comic_ai_iot.html

[言語] 英語、日本語

[特徴] .以下の1～4から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明する資料

2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料

[資料名] IoT 関連技術の審査基準等

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/document/iot_shinsa/01.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/iot_shinsa/all.pdf

[言語] 英語、日本語

[特徴] .以下の1～4から選択ください。

2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料

[資料名] AI 関連技術に関する事例

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei_e/jirei_e.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/jirei.pdf

[言語] 英語、日本語

[特徴] .以下の1～4から選択ください：

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明する資料

[資料名] IoT 関連技術等に関する事例

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_z_e.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_z.pdf

[言語] 英語、日本語

[特徴] . 以下の 1～4 から選択ください：

2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料

Q3. 貴庁は、他庁と協力して、AI 関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究を行っていますか？AI 関連発明の審査実務・審査基準を理解する上で有益と考える比較研究報告書が存在する場合、その全てを回答ください。

なお、複数の言語で比較研究報告書を提供している場合、全て回答ください。

[資料名] JPO-CNIPA AI 関連発明比較研究報告書

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei_e/cn_ai_report_en.pdf

[言語] 英語

[比較研究を実施した庁] CNIPA、JPO

[特徴]以下の 1～4 から選択ください：

2.AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究

[資料名]JPO-CNIPA AI 関連発明比較研究報告書（和文仮訳）

[URL]

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/cn_ai_report_ja.pdf

[言語] 日本語

[比較研究を実施した庁] CNIPA、JPO

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください：

2.AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究

[資料名] JPO-EPO ソフトウェア関連発明に関する比較研究報告書

[URL] https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/document/software_201903/01_en.pdf

[言語] 英語

[比較研究を実施した庁] EPO、JPO

[特徴]以下の 1～4 から選択ください：

2.AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究

[資料名] JPO-EPO ソフトウェア関連発明に関する比較研究報告書（和文仮訳）

[URL] https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/document/software_201903/01_ja.pdf

[言語] 日本語

[比較研究を実施した庁] EPO、JPO

[特徴] 以下の1～4から選択ください：

2.AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究

[資料名] 国際特許審査実務シンポジウム開催 –AI 関連発明のグローバルな権利取得に向けて–

[URL] https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/seminar/shinsa_jitsumu_2019.html

[言語]英語

[比較研究を実施した庁]

EPO、USPTO、CNIPA、KIPO、JPO

[特徴] 以下の1～4から選択ください：

1.AI 関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究

[資料名]三極プロジェクト 24.2 に基づく比較研究報告書

[URL] https://www.jpo.go.jp/e/system/utp242_m.html

[言語] 英語

[比較研究を実施した庁] EPO、USPTO、JPO

[特徴] 以下の1～4から選択ください：

2.AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究

<質問 2: AI 関連発明に関する特許要件>

A. 発明該当性

Q4.発明該当性に関する特許法における条文について教えてください。

[条文番号] 特許法第 2 条および第 29 条第 1 項柱書

Q5.AI 関連発明の“発明該当性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名]特許・実用新案審査ハンドブック

[情報掲載場所] 附属書 B、第 1 章 2.特許要件 2.1 発明該当性（第 29 条第 1 項柱書）

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1_e.pdf#page=10

Q6.AI 関連発明（又は一般的なソフトウェア関連発明）に関連する主題“subject matter”又は請求項の形式として、許容される例又は許容されない例について示した審査基準等の資料があれば、その該当箇所と共に教えてください。

例えば、発明の主題（請求項の形式）として、コンピュータ・プログラム、コンピュータ・プログラム製品、コンピュータ・プログラムが記録される記録媒体、学習済みモデル、データ構造等が保護対象となるか否かを示した資料があれば、教えてください。

い。

[資料名] 特許・実用新案審査ハンドブック

[情報掲載場所] 附属書 B、第 1 章 第 1.2.1 節 明確性要件(第 36 条第 6 項第 2 号)、第 2.1.2 節「構造を有するデータ」と「データ構造」の取扱い

[URL]

https://www.ipo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1_e.pdf#page=5

https://www.ipo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1_e.pdf#page=27

Q7.AI 関連発明の“発明該当性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、審査基準や他の資料に示される仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下を特定する情報：事例番号/事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び各事例概要について教えてください。

※複数事例が存在する場合には、事例毎に各項目を回答ください。

[事例番号/事例のタイトル]

[URL]

https://www.ipo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1_e.pdf#page=44

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 発明該当性を満足する事例
2. 発明該当性を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

(例：〇〇の検討要素を満たさないと評価されるため、発明に該当しない事例)

事例番号	発明の名称	備考	概要
事例 2-13	音声対話システムの対話シナリオのデータ構造	音声対話システムのデータ構造に関連 (AI 関連技術)	1
事例 2-14	宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル	宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデルに関連 (AI 関連技術)	1
事例 2-14'	宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル	パラメータセットとして構成された学習済みモデルに関するもの(AI 関連技術)	2

[事例番号/事例のタイトル]

[URL]

https://www.ipo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_a3_e.pdf

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 発明該当性を満足する事例
2. 発明該当性を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

(例：〇〇の検討要素を満たさないと評価されるため、発明に該当しない事例)

事例番号	発明の名称	備考	
事例 3-2	リンゴの糖度データ及びリンゴの糖度データの予測方法	技術的思想でないもの/あるもの	1/2
事例 5	教師データ及び教師データ用画像生成方法	技術的思想でないもの/あるもの	1/2

B. 記載要件

Q8. 記載要件（明確性、サポート要件/記述要件、実施可能要件／開示の十分性）に関する特許法における条文をそれぞれ教えてください。

[条文番号]

1. 明確性: 特許法第 36 条第 6 項第 2 号
2. サポート要件／記述要件: 特許法第 36 条第 6 項第 1 号
3. 実施可能要件／開示の十分性: 特許法第 36 条第 4 項第 1 号

Q9. AI 関連発明の“明確性要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 特許・実用新案審査ハンドブック

[情報掲載場所] 附属書 B 第 1 章 1.2.1 明確性要件(第 36 条第 6 項 2 号)

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1_e.pdf#page=5

Q10. AI 関連発明の“サポート要件/記述要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] AI 関連技術に関する事例の追加 (平成 31 年追加分)

[情報掲載場所] 10 ページ

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei_e/jirei_tsuika_e.pdf#page=10

Q11. AI 関連発明の“実施可能要件／開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 特許・実用新案審査ハンドブック

[情報掲載場所] 附属書 B 第 1 章 1.1.1 実施可能要件(第 36 条第 4 項第 1 号)

[URL]

https://www.ipa.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1_e.pdf#page=3

Q12:AI 関連発明のうち、AI 技術を用いて開発した物の発明についての“サポート要件／記述要件又は実施可能要件／開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

※物の発明について、“サポート要件又は実施可能要件／開示の十分性”を満たすためには、明細書等において実験結果を示す必要がある場合があります（例えば、機能／性質により特定された物の発明について、その物がその機能／性質を有することを裏付ける実験結果を明細書に示すことが必要な場合があります。）

この場合において、AI 技術（例：マテリアル・インフォマティクス）による推定結果が、実験結果と同等のものとして認められるか否かについて、審査基準等の資料において示している場合に、回答ください。

[資料名] 該当なし

[情報掲載場所]

[URL]

Q13.AI 関連発明の明確性、サポート要件/記述要件、実施可能要件／開示の十分性の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、仮想事例や代表的な裁判例の事例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[資料名] 特許・実用新案審査ハンドブック

[事例番号/事例のタイトル] 附属書 A 1. 記載要件(特許法第 36 条)に関する事例集

[URL]

https://www.ipa.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_a1_e.pdf

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください。(事例については複数回答可)

1. 明確性要件を満足する事例
2. 明確性要件を満足しない事例
3. 実施可能要件/開示の十分性を満足する事例
4. 実施可能要件/開示の十分性を満足しない事例
5. サポート要件/記述要件を満足する事例
6. サポート要件/記述要件を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、XX が明細書に記載されていないため実施可能要件を満たさないケース

事例番号	発明名	サポート要件	明確性要件	実施可能要件	委任省令要件	備考
事例46	糖度推定システム			4		AI 関連技術
事例47	事業計画支援装置			3		AI 関連技術
事例48	自動運転車両					AI 関連技術
事例49	体重推定システム	5/6		3/4		AI 関連技術
事例50	被験物質のアレルギー発症率を予測する方法	5/6		3/4		AI 関連技術
事例51	嫌気性接着剤組成物	6		4		AI 関連技術
事例52	蛍光発光性化合物	5/6		3/4		
事例53	教師データ用画像生成方法	5/6				
事例54	ネジ締付品質推定装置	5/6				
事例55	異常に対して実施すべき作業内容を出力するための学習済みモデル		1/2			

C. 新規性

Q14.新規性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号] 特許法 29 条第 1 項

Q15.AI 関連発明の“新規性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 特許・実用新案審査ハンドブック

[情報掲載場所] 附属書 B 第 1 章 2.2.2 新規性の判断

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1_e.pdf#page=28

Q16. AI 関連発明の“新規性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル]該当なし

[URL]

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 新規性を肯定される事例
2. 新規性を否定される事例

[補足].事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、新規性判断において XX は考慮されないため、新規性が否定される事例など

D. 進歩性

Q17.進歩性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号] 特許法第 29 条第 2 項

Q18.AI 関連発明の“進歩性”の判断に関する審査基準等の資料について、該当箇所を教えてください。

[資料名] 特許・実用新案審査ハンドブック

[情報掲載場所] 附属書 B 第 1 章 2.2.3 進歩性の判断

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1_e.pdf#page=28

Q19.AI 関連発明の“進歩性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報（事例番号や事例のタイトル等）、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル]

[URL]

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_a5_e.pdf

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください:

1. 進歩性が肯定されることを示す例
2. 進歩性が否定されることを示す例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、先行技術から容易に発明することができたとは言えないとして進歩性が肯定されるケース。

事例番号	発明名	動機付け	特に考慮される動機付け	備考	
事例 31	車載装置及びサーバを有する学習システム	有	(b)、(c)	IoT、AI 関連技術	2
事例 32	製造ラインの品質管理プログラム	有	(b)、(c)	IoT、AI 関連技術 IoT	2
事例 33	癌レベル算出装置	有	(b)	AI 関連技術	2
事例 34	水力発電量推定システム (請求項 1)	有	(c)	AI 関連技術	2
	(請求項 2)	-	-	AI 関連技術 -有利・顕著な 効果あり	1
事例 35	ネジ締付品質推定装置	有	(a)、(b)	AI 関連技術	2
事例 36	認知症レベル推定装置	-	-	AI 関連技術	1
事例 37	カスタマーセンター用回答自動生成装置	有	(b)	AI 関連技術	2
事例 38	大規模言語モデルに入力するためのプロンプト用文章生成方法 (請求項 1)	有	(b)	AI 関連技術	2
	(請求項 2)	-	-	AI 関連技術 有利な効果あり	1
事例 39	放射線画像の輝度調節に用いられる学習済みモデルの学習方法	-	-	AI 関連技術 有利な効果あり	1
事例 40	レーザ加工装置 (請求項 1)	有	(b)	AI 関連技術	2

	(請求項 2)	-	-	AI 関連技術 有利な効果あり	1
--	---------	---	---	--------------------	---

3. KIPO (Korean Intellectual Property Office) (韓国特許庁)

<定義>

本調査における「AI 関連発明」とは、AI 技術そのもの（学習方法など）の発明、AI 技術を特定の技術分野に応用した発明、AI 技術を利用して開発された製品の発明を指す。

貴庁がユーザーに提供している審査基準等の資料について、以下質問します。

<質問 1: 基本情報>

Q1.最新の特許法の条文が参照可能な URL を回答ください。
なお、特許法を英語で提供している場合（仮訳を含む）は、当該 URL を回答ください。英語が仮訳の場合又は参照のために必要な場合には、英語以外の言語で特許法を提供している URL も回答ください。

[法令名] 特許法

[URL]

(英語)https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?lang=ENG&hseq=59876

(韓国語)<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?efYd=20220420&lsiSeq=236259#0000>

[言語] 英語(仮訳、参照のためにのみ使用)、韓国語

Q2.貴庁は、AI 関連発明に適用される審査基準等の資料について、どのような資料を作成していますか？ AI 関連発明の審査実務・審査基準の理解を助けるためにユーザーに提供されている資料について、以下の項目について回答ください。

審査基準、実務マニュアルの他、審査基準又は審査実務をユーザー向けに解説するプレゼン資料等、AI 関連発明の審査実務・審査基準を理解する上で有益と考える資料が複数存在する場合、その全てについて回答ください。

※他庁との AI 関連発明に関する比較研究の報告書については Q3 にて回答ください。

[資料名] 1.技術分野別審査実務基準、2.特許審査基準

[URL] 1.(韓国語)

https://www.kipo.go.kr/ko/contFileDown.do?path=/upload/ip_info/simsaguide2022_01.pdf&fileNm=%EA%B8%B0%EC%88%A0%EB%B6%84%EC%95%BC%EB%B3%84%20%EC%8B%AC%EC%82%AC%EC%8B%A4%EB%AC%B4%EA%B0%80%EC%9D%B4%EB%93%9C.pdf

2-1.(英語)

https://www.kipo.go.kr/upload/en/download/Patent_Examination_Guidelines_2021.pdf

2-2.(韓国語)

https://www.kipo.go.kr/ko/contFileDown.do?path=/upload/ip_info/criterion2021_12.pdf&fileNm=%ED%8A%B9%EC%8B%A4%EC%8B%AC%EC%82%AC%EA%B8%B0%EC%A4%80.pdf

[言語] 英語(仮訳、参照のためにのみ使用)、韓国語

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明する資料(技術分野別審査実務基準)
2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料(技術分野別審査実務基準)
3. あらゆる技術分野の審査実務・審査基準を説明する資料(特許審査基準)

Q3.貴庁は、他庁と協力して、AI 関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究を行っていますか？AI 関連発明の審査実務・審査基準を理解する上で有益と考える比較研究報告書が存在する場合、その全てを回答ください。

なお、複数の言語で比較研究報告書を提供している場合、全て回答ください。

[資料名] コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明比較研究

[URL](英

語)<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoBultnFileDown.do?menuCd=SCD0200640&ntatcSeq=16509&aprchId=BUT0000048&sysCd=SCD02&ntatcAtflSeq=3>

(韓国

語)<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoBultnFileDown.do?menuCd=SCD0200640&ntatcSeq=16509&aprchId=BUT0000048&sysCd=SCD02&ntatcAtflSeq=4>

[言語] 英語、韓国語

[比較研究を実施した庁] EPO

[特徴] 以下の1～4から選択ください：

2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究

<質問2:AI 関連発明に関する特許要件>

A. 発明該当性

Q4.発明該当性に関する特許法における条文について教えてください。

[条文番号]第2条、第29条(1)第1項、第32条

Q5.AI 関連発明の“発明該当性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 技術分野別審査実務基準

[情報掲載場所] 1301~1310 ページ(第1章(人工知能)第3.1項 発明該当性 7301~7306 ページ(第7章(自動運転)第3.1項 発明該当性、第3.2項 特許を受けることができない発明)

*.ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] Q2 URL を参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は） ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

Q6. AI 関連発明（又はソフトウェア関連発明）に関連する主題“subject matter”又は請求項の形式として、許容される例又は許容されない例について示した審査基準等の資料があれば、その該当箇所と共に教えてください。

*例えば、発明の主題（請求項の形式）として、コンピュータ・プログラム、コンピュータ・プログラム製品、コンピュータ・プログラムが記録される記録媒体、学習済みモデル、データ構造等が保護対象となるか否かを示した資料があれば、教えてください。

[資料名] 技術分野別審査実務基準

[情報掲載場所] 1205~1211 ページ、 1301~1310 ページ (第 1 章 (人工知能)、第 2.2.2 項 クレームの明確性、 3.1 発明該当性)、

6203~6204 ページ(第 6 章(知能ロボット) 第 2.2 項 クレームの明確性)、 7301~7306 ページ(第 7 章(自動運転) 第 3.1 項 発明該当性、 第 3.2 項 特許を受けることができない発明)、 55~76 ページ(第 10 章(従来ガイド) 第 1.2 項 クレームの明確性、 第 2.1 項 発明該当性)

* ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は） ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

Q7. AI 関連発明の“発明該当性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、審査基準や他の資料に示される仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数事例が存在する場合には、事例毎に各項目を回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 技術分野別審査実務基準、 1301~1310 ページ(第 1 章(人工知能) 第 3.1 項 発明該当性、 7301~7306 ページ(第 7 章(自動運転) 第 3.1 項 発明該当性、 第 3.2 項 特許を受けることができない発明)

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は） ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 発明該当性を満足する事例
2. 発明該当性を満足しない事例

[補足] AI 関連発明の発明該当性に関する直接的な判例はないが、KIPO の審査実務ガイドには、「発明該当性事例」と「発明非該当性事例」の両方が示されている。事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。（例：〇〇の検討要素を満たさないと判断されるため、発明に該当しない事例）

B. 記載要件

Q8.記載要件（明確性、サポート要件／記述要件、実施可能要件／開示の十分性）に関する特許法における条文をそれぞれ教えてください。

[条文番号]

- 1.明確性:第 42 条第 4 項第 2 号
- 2.サポート要件／記述要件: 第 42 条第 3 項第 2 号、第 42 条第 4 項第 1 号
- 3.実施可能要件／開示の十分性: 第 42 条第 3 項第 1 号

Q9.AI 関連発明の“明確性要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 技術分野別審査実務基準

[情報掲載場所] 1205~1211 ページ(第 1 章(人工知能) 第 2.2.2 項 クレームの明確性)、6203~6204 ページ(第 6 章(知能ロボット) 第 2.2 項 クレームの明確性)、7206~7208 ページ、7402~7407 ページ(第 7 章(自動運転) 第 2.2 項 クレームの明確性、4.2 クレームの明確性、第 4.3 項 クレームの解釈)

* ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

Q10.AI 関連発明の“サポート要件／記述要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 技術分野別審査実務基準

[情報掲載場所] 1204~1205 ページ(第 1 章(人工知能) 第 2.2.1 項 サポート要件)

* ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

Q11.AI 関連発明の“実施可能要件／開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 技術分野別審査実務基準

[情報掲載場所] 1201~1204 ページ(第 1 章(人工知能) 第 2.1 項 実施可能要件)、
6201~6203 ページ(第 6 章(知能ロボット) 第 2.1 項 実施可能要件)、7201~7206 ページ、
7401~7402 ページ(第 7 章(自動運転) 第 2.1 項 実施可能要件、第 4.1 項 実施可能要件)

*ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=○”で終わる)

Q12:AI 関連発明のうち、AI 技術を用いて開発した物の発明についての“サポート要件／記述要件又は実施可能要件／開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

※物の発明について、“サポート要件／記述要件又は実施可能要件／開示の十分性”を満たすためには、明細書等において実験結果を示す必要がある場合があります (例えば、機能／性質により特定された物の発明について、その物がその機能／性質を有することを裏付ける実験結果を明細書に示すことが必要な場合があります。)

この場合において、AI 技術 (例：マテリアル・インフォマティクス) による推定結果が、実験結果と同等のものとして認められるか否かについて、審査基準等の資料において示している場合に、回答ください。3

[資料名] 技術分野別審査実務基準

[情報掲載場所] 1201~1205 ページ(第 1 章(人工知能) 第 2.1 項 実施可能要件、第 2.2.1 項 サポート要件)、3402~3403 ページ、3502~3511 ページ(第 3 章(バイオ) 第 4.2 項 イン・シリコ分析方法、第 5.1 項 事例 1、第 5.2 項 事例 2)

* ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=○”で終わる)

Q13. AI 関連発明の明確性、サポート要件/記述要件、実施可能要件／開示の十分性の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例 (例えば、仮想事例や代表的な裁判例の事例) がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 技術分野別審査実務基準、1403~1407 ページ(第 1 章(人工知能) 第 4.1 項 事例 1)、pages 6401~6419 ページ(第 6 章(知能ロボット) 第 4.1 項 事例 1 ~ 第 4.7 項 事例 7)、7504~7506 ページ(第 7 章(自動運転) 第 5.2 項 事例 2)

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は） ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください。（事例については複数回答可）

1. 明確性要件を満足する事例
2. 明確性要件を満足しない事例
3. 実施可能要件／開示の十分性を満足する第 6 章における事例 1、事例 2
4. 実施可能要件／開示の十分性を満足しない第 1 章の事例 1、第 6 章の事例 3-7、第 7 章の事例 2
5. サポート要件/記述要件を満足する事例
6. サポート要件/記述要件を満足しない 1 部の事例

[補足] 第 1 章の事例 1 において、発明の詳細な説明には学習データが記載されているが、学習モデルの入力データと出力データとの相関関係が具体的に記載されておらず、当業者が出願時の技術常識に照らして発明の詳細な説明に記載された実施形態により相関関係を推定（理解）することが困難である場合には、実施形態要件を充足しないと判断される。請求項に対応する具体的な特徴が発明の詳細な説明に記載されておらず、発明の説明に記載された事項をクレームされた発明の全体的な範囲に拡張することも、出願時の技術常識に照らして一般化することもできないため、請求項は発明の詳細な説明によってサポートされないと判断される。

本件のポイントを紹介する補足事項があれば記載してください。

例、XX が明細書に記載されていないため実施可能要件が満足されない事例

C.新規性

Q14. 新規性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号] 第 29 条第 1 項

Q15.AI 関連発明の“新規性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 技術分野別審査実務基準

[情報掲載場所] 1311~1324 ページ(第 1 章(人工知能) 進歩性 第 3.2 項 新規性)

* ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は） ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

Q16.AI 関連発明の“新規性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及

び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 技術分野別審査実務基準、1311~1324 ページ (第 1 章(人工知能) 第 3.2 項 新規性、進歩性)

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク ("#page=○"で終わる)

[事例概要]事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 新規性が肯定される事例
 2. 新規性が否定される事例
- 新規性の判例はない。

[補足]事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、新規性判断において XX は考慮されないため、新規性が否定される事例など

D. 進歩性

Q17.進歩性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号] 第 29 条第 2 項

Q18.AI 関連発明の“進歩性”の判断に関する審査基準等の資料について、該当箇所を教えてください。

[資料名] 技術分野別審査実務基準

[情報掲載場所] 1311~1324 ページ(第 1 章(人工知能)第 3.2 項 新規性、進歩性)、6301~6302 ページ(第 6 章(知能ロボット) 第 3.2 項 進歩性)、7306~7316 ページ(第 7 章(自動運転) 第 3.3 項 進歩性)

* ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク ("#page=○"で終わる)

Q19.AI 関連発明の“進歩性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例 (例えば、仮想事例や代表的な裁判例) がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 技術分野別審査実務基準、1401~1402 ページ、1407~1432 ページ(第5章(人工知能) 第4.2項 事例2 ~ 第4.5項 case 事例5)、6420~6444 ページ(第6章(知能ロボット) 第4.8項 case 事例8 ~ 第4.18項 case 事例18)、7507~7510 ページ、7515~7522 ページ(第7章(自動運転) 第5.3項 case 事例3、第5.5項 事例5、第5.6項 事例6)

[URL] Q2 URL 参照

*関連セクションを直接参照できるリンク、または(PDFの場合は) ページ番号を指定するリンク("#page=○"で終わる)

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください:

1. 新規性が肯定される、第1章事例2、3-2、5-2、第6章 事例15~18 および第7章事例5
2. 新規性が否定される第1章 事例3-1、4、5-1、第6章事例8~14 および第7章事例3、6

[補足] 本件のポイントを紹介する補足事項があれば記載してください。

例、先行技術から容易に発明することができたとはいえないとして進歩性が肯定される事例

4. CNIPA (中国国家知識産権 China National Intellectual Property Administration)

<定義>

本調査における「AI 関連発明」とは、AI 技術そのもの（学習方法など）の発明、AI 技術を特定の技術分野に応用した発明、AI 技術を利用して開発された製品の発明を指す。

貴庁がユーザーに提供している審査基準等の資料について、以下質問します。

<質問 1:基本情報>

Q1.最新の特許法の条文が参照可能な URL について回答ください。

なお、特許法を英語で提供している場合（仮訳を含む）は、当該 URL について回答ください。英語が仮訳の場合又は参照のために必要な場合には、英語以外の言語で特許法を提供している URL についても回答ください。

[法令名] 《中華人民共和国専利法》

[URL]

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NTJiN2Q0MzAxNzVINDY1MWNiZDE1NDc%3D>

[言語] 中国語

[法令名] 《中華人民共和国専利法実施細則》

[URL] https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6921633.htm

[言語] 中国語

Q2.貴庁は、AI 関連発明に適用される審査基準等の資料について、どのような資料を作成していますか？ AI 関連発明の審査実務・審査基準の理解を助けるためにユーザーに提供されている資料について、以下の項目について回答ください。

審査基準、実務マニュアルの他、審査基準又は審査実務をユーザー向けに解説するプレゼン資料等、AI 関連発明の審査実務・審査基準を理解する上で有益と考える資料が複数存在する場合、その全てについて回答ください。

※他庁との AI 関連発明に関する比較研究の報告書については Q3 にて回答ください。

. 以下の 1～4 から選択ください。

1. AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明した資料
2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料
3. あらゆる技術分野の審査実務・審査基準を説明する資料
4. その他()

[資料名] 専利審査指南（2023）

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html

[言語] 中国語

[特徴] 1,2,3

Q3.貴庁は、他庁と協力して、AI 関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究を行っていますか？ AI 関連発明の審査実務・審査基準の理解を促進する比較研究報告書が存在する場合、その全てについて回答ください。

なお、複数の言語で比較研究報告書を提供している場合、全て回答ください。

以下の1～4から選択ください：

- 1.AI 関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究
- 2.AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究
- 3.全ての技術分野に関する比較研究
- 4.その他()

[資料名] EPO-CNIPA のコンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明比較研究

[URL]

https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=182157&colID=88 (中国語 Chinese)

[https://documents.epo.org/projects/babylon/eponot.nsf/0/979CF38758D25C2CC12584AC004618D9/\\$File/comparative_study_on_computer_implemented_inventions_software_related_inventions_EPO_CNIPA_en.pdf](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponot.nsf/0/979CF38758D25C2CC12584AC004618D9/$File/comparative_study_on_computer_implemented_inventions_software_related_inventions_EPO_CNIPA_en.pdf) (English)

[言語] 中国語、英語

[比較研究を実施した庁] EPO

[特徴] 2

<質問 2:AI 関連発明に関する特許要件>

A. 発明該当性

Q4. 発明該当性に関する特許法における条文について教えてください。

[条文番号] 中華人民共和国専利法第 2 条、第 5 条、第 25 条

Q5. AI 関連発明の“発明該当性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名]

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

[資料名] 《専利審査指南》(2023)

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

第2部第9章第6.1.1節と第6.1.2節

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDFの場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html

Q6. AI 関連発明（又は一般的なソフトウェア関連発明）に関連する主題“subject matter”又は請求項の形式として、許容される例又は許容されない例について示した審査基準等の資料があれば、その該当箇所と共に教えてください

*例えば、発明の主題（請求項の形式）として、コンピュータ・プログラム、コンピュータ・プログラム製品、コンピュータ・プログラムが記録される記録媒体、学習済みモデル、データ構造等が保護対象となるか否かを示した資料があれば、教えてください。

[資料名]

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDFの場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[資料名] 《專利審査指南》（2023）

[情報掲載場所] 第2部第9章第2、3、5.2、6.2節、第6.2節の例1-10

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDFの場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html

Q7. AI 関連発明の“発明該当性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、審査基準や他の資料に示される仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下を特定する情報：事例番号/事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び各事例概要について教えてください。
※複数事例が存在する場合には、事例毎に各項目を回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 該当なし

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDFの場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 発明該当性を満足する事例
2. 発明該当性を満足しない事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。（例、〇〇の検討要素を満たさないと評価されるため、発明に該当しない事例）

[事例番号/事例のタイトル] 《專利審査指南》（2023）第2部第9章第6.2節の例1～10

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は） ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html

事例概要は貴庁が提案した通り：

1. 発明該当性を満足する事例：例 2、3、4、5、6、7
2. 発明該当性を満足しない事例：例 1、8、9、10

B. 記載要件

Q8.記載要件（明確性、サポート要件／記述要件、実施可能要件／開示の十分性）に関する特許法における条文をそれぞれ教えてください。

[条文番号]

1. 明確性:
2. サポート要件／記述要件：
3. 実施可能要件／開示の十分性

[条文番号]

1. 明確性: 中華人民共和国専利法第 26 条第 3 項
2. サポート要件／記述要件: 中華人民共和国専利法第 26 条第 4 項
3. 実施可能要件／開示の十分性: 中華人民共和国専利法第 26 条第 3 項

Q9.AI 関連発明の“明確性要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名]

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は） ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[資料名] 《専利審査指南》（2023）

[情報掲載場所] 第 2 部、第 2 章、第 2.1.1 節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (145 ページ)

[資料名] 《専利審査指南》（2023）

[情報掲載場所] 第 2 部、第 9 章、第 5.1、6.3.1、6.3.2 節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (284、305 ページ)

Q10.AI 関連発明の サポート要件／記述要件 の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名]

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[資料名] 《專利審査指南》（2023）

[情報掲載場所] 第 2 部、第 2 章、第 3.2.1 節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (157 ページ)

[資料名] 《專利審査指南》（2023）

[情報掲載場所] 第 2 部、第 9 章、第 5.1 節および 5.2 節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (284 ページ)

Q11:AI 関連発明の“実施可能要件／開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名]

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[資料名] 《專利審査指南（2023）》

[情報掲載場所] 第 2 部、第 2 章、2.1.3 節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (146 ページ)

[資料名] 《專利審査指南（2023）》

[情報掲載場所] 第 2 部、第 9 章、5.1 節および 5.2 節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (284 ページ)

Q12:AI 関連発明のうち、AI 技術を用いて開発した物の発明についての“サポート要件／記述要件又は実施可能要件／開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

※物の発明について、“サポート要件／記述要件又は実施可能要件／開示の十分性”を満たすためには、明細書等において実験結果を示す必要がある場合があります（例えば、機能／性質により特定された物の発明について、その物がその機能／性質を有することを裏付ける実験結果を明細書に示すことが必要な場合があります。）

この場合において、AI 技術（例：マテリアル・インフォマティクス）による推定結果が、実験結果と同等のものとして認められるか否かについて、審査基準等の資料において示している場合に、回答ください。

[資料名] 該当なし

[情報掲載場所] * ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

Q13.AI 関連発明の明確性、サポート要件/記述要件、実施可能要件／開示の十分性の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、仮想事例や代表的な裁判例の事例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] N.A.

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[事例概要]事例が以下のいずれに該当するかお答えください。（事例については複数回答可）

1. 明確性要件を満足する事例
2. 明確性要件を満足しない事例
3. 実施可能要件／開示の十分性を満足する事例
4. 実施可能要件／開示の十分性を満足しない事例
5. サポート要件/記述要件を満足する事例
6. サポート要件/記述要件を満足しない1部の事例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、XX が明細書に記載されていないため実施可能要件が満足されない事例

C. 新規性

Q14.新規性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号] 中華人民共和国専利法第 22 条第 2 項

Q15.AI 関連発明の“新規性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名]

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[資料名] 《専利審査指南（2023）》

[情報掲載場所] 第2部、第3章、第3節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (171 ページ)

[資料名] 《專利審査指南》

[情報掲載場所] 第2部、第9章、第6.1.3節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (289 ページ)

Q16.AI 関連発明の“新規性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 該当なし

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 新規性が肯定される例
2. 新規性が否定される例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、新規性判断において XX は考慮されないため、新規性が否定される事例など

D.進歩性

Q17.進歩性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号] 中華人民共和国專利法第 22 条第 3 項

Q18.AI 関連発明の“進歩性”の判断に関する審査基準等の資料について、該当箇所を教えてください。

[資料名]

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

[資料名] 《專利審査指南（2023）》

[情報掲載場所] 第2部、第4章、第3節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (186 ページ)

[資料名] 《專利審査指南》

[情報掲載場所] 第2部、第9章、第6.1.3節

[URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html(289 ページ)

Q19.AI 関連発明の“進歩性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル]

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

- 1.進歩性が肯定される例
- 2.進歩性が否定される例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、先行技術から容易に発明することができたとは言えないとして進歩性が肯定されるケース。

[事例番号/事例のタイトル] 《專利審査指南(2023)》

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

第2部、第9章、第6.2節、例11、13、15

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (299 ページ)

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

- 1.進歩性が肯定される例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、先行技術から容易に発明することができたとは言えないとして進歩性が肯定されるケース。

[事例番号/事例のタイトル] 《專利審査指南(2023)》

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=○"で終わる）

第2部、第9章、第6.2節、例12、14

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html (301 ページ)

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

- 2.進歩性が否定される例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、先行技術から容易に発明することができたとはいえないとして進歩性が肯定されるケース。

5. USPTO (United States Patent and Trademark Office) 米国特許 商標庁

<定義>

本調査における「AI 関連発明」とは、AI 技術そのもの（学習方法など）の発明、AI 技術を特定の技術分野に応用した発明、AI 技術を利用して開発された製品の発明を指す。

貴庁がユーザーに提供している審査基準等の資料について、以下質問します。

<質問 1: 基本情報>

Q1.最新の特許法の条文が参照可能な URL について回答ください。

なお、特許法を英語で提供している場合（仮訳を含む）は、当該 URL について回答ください。英語が仮訳の場合又は参照のために必要な場合には、英語以外の言語で特許法を提供している URL についても回答ください。

[法令名] 特許審査便覧

[URL] https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf

[言語] 英語

Q2.貴庁は、AI 関連発明に適用される審査基準等の資料について、どのような資料を作成していますか？ AI 関連発明の審査実務・審査基準の理解を助けるためにユーザーに提供されている資料について、以下の項目について回答ください。

※審査基準、実務マニュアルの他、審査基準又は審査実務をユーザー向けに解説するプレゼン資料等、AI 関連発明の審査実務・審査基準を理解する上で有益と考える資料が複数存在する場合、その全てについて回答ください。

※他庁との AI 関連発明に関する比較研究の報告書については Q3 にて回答ください。

[資料名] AI 政策パブリックコメント報告書

[URL] https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_AI-Report_2020-10-07.pdf

[言語] 英語

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください。

1.AI 関連発明の審査実務・審査基準を特化して説明する資料

2.AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料

101 -特許法第 101 条 - 特許審査便覧(MPEP) 2106 はすべて関連するが、

2106.04(a)はソフトウェア発明に多く見られる抽象的アイデアに関するものである。

112(a) -特許法第 112 条(a) - 特許審査便覧(MPEP) 2106.01 はソフトウェアに焦点を当てているが、2161-2166 は全て関連する。

112(f) –特許法第 112 条(f) - 特許審査便覧(MPEP)2181-2186 は全ての技術に関連するが、ソフトウェアに多い。

これは包括的なリストではないことに注意。

[URL] [AI-related patent resources | USPTO](#)

3. あらゆる技術分野の審査実務・審査基準を説明する資料

特許審査便覧

4.その他()

Q3.貴庁は、他庁と協力して、AI 関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究を行っていますか？ AI 関連発明の審査実務・審査基準の理解を促進する比較研究報告書が存在する場合、その全てについて回答ください。

なお、複数の言語で比較研究報告書を提供している場合、全て回答ください。

[資料名] 該当なし

[URL] 該当なし

[言語] 該当なし

[比較研究を実施した庁] 該当なし

[特徴] 以下の 1～4 から選択ください：

- 1.AI 関連発明に関する審査実務・審査基準に焦点を当てた比較研究
- 2.AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究
- 3.全ての技術分野に関する比較研究
- 4.その他()

<質問 2: AI 関連発明に関する特許要件>

A. 発明該当性

Q4.発明該当性に関する特許法における条文について教えてください。

[条文番号]

米国特許法第 101 条 特許を受けることができる発明

新規かつ有用な製法、機械、製品、組成物、またはそれらの新規かつ有用な改良を発明または発見した者は、本号の条件および要件に従い、その特許を取得することができる。

[MPEP - L \(uspto.gov\)](#)

詳細については MPEP 2106 を参照下さい：[MPEP - Chapter 2100 - Patentability \(uspto.gov\)](#)にて詳細参照可能。

Q5.AI 関連発明の“発明該当性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名]

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

特許適格性ウェブページ:

<https://www.uspto.gov/patents/laws/examination-policy/subject-matter-eligibility>

は AI 発明に関する 特許法第 101 条の事例集 36 および 39 を提供している。

Q6.AI 関連発明（又は一般的なソフトウェア関連発明）に関連する主題“subject matter”又は請求項の形式として、許容される例又は許容されない例について示した審査基準等の資料があれば、その該当箇所と共に教えてください

例えば、発明の主題（請求項の形式）として、コンピュータ・プログラム、コンピュータ・プログラム製品、コンピュータ・プログラムが記録される記録媒体、学習済みモデル、データ構造等が保護対象となるか否かを示した資料があれば、教えてください。

[資料名]

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

以下を参照。これはソフトウェア関連発明全般に関する特許適格性の事例 37-42 および 45-46 を提供している。

<https://www.uspto.gov/patents/laws/examination-policy/subject-matter-eligibility>

事例については <https://ptoweb.uspto.gov/patents/exTrain/101.html> を参照。

Q7.AI 関連発明の“発明該当性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、審査基準や他の資料に示される仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下を特定する情報：事例番号/事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び各事例概要について教えてください。

※複数事例が存在する場合には、事例毎に各項目を回答ください。

特許適格性事例集 36 および 39（上記）については

<https://ptoweb.uspto.gov/patents/exTrain/101.html> を参照。

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

<https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence/artificial-intelligence-resources>

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 発明該当性を満足する例
2. 発明該当性を満足しない例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

（例：〇〇の検討要素を満たさないと評価されるため、発明に該当しない事例）

B. 記載要件

Q8. 記載要件（明確性、サポート要件／記述要件、実施可能要件／開示の十分性）に関する特許法における条文をそれぞれ教えてください。

[条文番号] 米国特許法第 112 条明細書

[編集者注：2012 年 9 月 16 日以降の特許出願に適用。他に適用される法律については改正前特許法第 112 条参照]

(a) 一般—明細書は、その発明の属する技術分野又はその発明と極めて近い関係にある技術分野において知識を有する者がその発明を製造し、使用することができるような完全、明瞭、簡潔かつ正確な用語によって、発明並びにその発明を製造、使用する手法及び方法の説明を含まなければならない。また、発明者又は共同発明者が考える発明実施のベストモードを記載していなければならない。

(b) 結論—明細書は、発明者または共同発明者が発明とみなす技術を特定し、明確に請求したクレームの 1 項または多項をもって結ばなければならない。

(c) 形式—クレームは、独立形式、あるいは事情によっては、従属形式、ないし複合従属形式をもって書くことができる。

(d) 従属形式による引用—下記(e)項に従い、従属形式のクレームには、先記された一つのクレームへの従属関係を示し、クレームされた技術にかかわる付加的限定事項を特定しなければならない。従属形式のクレームは、その従属するクレームのすべての限定事項に拘束されるものとする。

(e) 複合従属形式による引用—複合従属形式のクレームは、先記された複数のクレームへの選択的な従属関係を示すものとし、クレームされた技術にかかわる付加的限定事項を特定しなければならない。複合従属形式のクレームを、他の複合従属形式のクレームの基礎とすることはできない。複合従属形式のクレームは、その従属する特定のクレームのすべての限定事項に拘束されるものとする。

(f) 組合せにかかるクレームにおける構成要素—組合せにかかわるクレームにおける構成要素は、具体的構造、材料、または行為を明記せず、特定の機能を果たすための手段または工程として、表すことができ、かかるクレームは、明細書に記載された対応の構造、材料、ないし行為、かつ、それらの均等物をその範囲とする。

[MPEP - L \(uspto.gov\)](https://www.uspto.gov)

詳細については [MPEP - Chapter 2100 - Patentability \(uspto.gov\)](https://www.uspto.gov/patents/laws/examination-policy/examination-guidance-and-training-materials). にある MPEP 2161 を参照下さい。

<https://www.uspto.gov/patents/laws/examination-policy/examination-guidance-and-training-materials>

Q9.AI 関連発明の“明確性要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 該当なし

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報、該当なし

[URL] 関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

[AI-related patent resources | USPTO](#)

Q10.AI 関連発明の サポート要件/記述要件 の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 特許審査便覧 (MPEP)

[情報掲載場所] * MPEP 2163 ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

*関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

[MPEP - Chapter 2100 - Patentability \(uspto.gov\)](https://www.uspto.gov/patents/laws/examination-policy/examination-guidance-and-training-materials)

Q11.AI 関連発明の“実施可能要件/開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] 特許審査便覧 (MPEP)

[情報掲載場所] *MPEP 2164 ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

[MPEP - Chapter 2100 - Patentability \(uspto.gov\)](https://www.uspto.gov/patents/laws/examination-policy/examination-guidance-and-training-materials)

Q12:AI 関連発明のうち、AI 技術を用いて開発した物の発明についての“サポート要件/記述要件又は実施可能要件/開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

※物の発明について、“サポート要件/記述要件又は実施可能要件/開示の十分性”を満たすためには、明細書等において実験結果を示す必要がある場合があります (例えば、機能/性質により特定された物の発明について、その物がその機能/性質を満足することを示すことが必要な場合があります。)

この場合において、AI 技術（例：マテリアル・インフォマティクス）による推定結果が、実験結果と同等のものとして認められるか否かを審査基準等の資料において示しているかどうか、回答ください。

- [資料名] 米国特許法第 112 条を遵守するための、コンピュータにより実行される機能クレームの限定の審査
- 米国特許法第 112 条(a)に準拠したクレームの審査: 概要と第 1 部- 記述要件 = 電気/機械およびコンピュータ/ソフトウェア関連のクレームに注力
- 米国特許法第 112 条(a)に準拠したクレームの審査: 第 2 部 - 実施可能 = 電気/機械およびコンピュータ/ソフトウェア関連のクレームに注力
- 米国特許法第 112 条(b)下でクレームが確実にすることで明確性を高める

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報、該当なし

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[Examining 35 U.S.C. 112 米国特許法 112 条を遵守するための、コンピュータにより実行される機能クレームの限定の審査](#)に関する審査官研修 – S/W 発明に関する判例について一般的に論じる

[審査官研修 USPTO](#) 参照ください。

[審査基準と研修資料 USPTO](#) 35 U.S.C. 112 米国特許法第 112 条下での研修資料を参照ください。

Q13.AI 関連発明の“記述要件”、即ち明確性、サポート要件/記述要件および実施可能要件/開示の十分性、の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、審査基準やその他の資料記載されている仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報；事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要、について教えてください。
※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください。

[事例番号/事例のタイトル] 該当なし

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください。（事例については複数回答可）該当なし

1. 明確性要件を満足する例
2. 明確性要件を満足しない例
3. 実施可能要件/開示の十分性を満足する例
4. 実施可能要件/開示の十分性を満足しない例
5. サポート要件/記述要件を満足する例

6. サポート要件/記述要件を満足しない例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。

例、XX が明細書に記載されていないため実施可能要件を満たさないケース

C. 新規性

Q14. 新規性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号] 米国特許法第 102 条 特許要件；新規性

[編集者注：米国発明法（America Invents Act: AIA、米国の特許制度改正に関する法律）の先発明者先願主義（First inventor to file）規定の対象となる特許出願に適用される（米国特許法 100 条注参照）。それ以外に適用される法律については、米国特許法 102 条（旧法(pre-AIA)を参照。]

(a) 新規性；先行技術.—何人も特許を受けることができるものとするが、次の事情があるときは、この限りでない。—

(1) クレームされた発明が、当該のクレームされた発明に係る有効出願日前に、特許されていた、印刷刊行物に記述されていた、又は、公然使用、販売その他の形で公衆の利用に供されていたこと；又は

(2) クレームされた発明が、第 151 条に基づいて発行された特許又は第 122 条(b) に基づいて公開されたか公開されたとみなされる特許出願に記述されており、それにおいて、その特許又は出願の何れか該当するものものが、他の発明者を記名しており、かつ、クレームされた発明に係る有効出願日前に有効に出願されていたこと

(b) 例外—

(1) クレームされた発明に係る有効出願日前 1 年以内にされた開示—クレームされた発明の有効出願日前 1 年以内にされた開示は、第(a)項(1)に基づき、クレームされた発明に対する先行技術ではないものとするが、次の事項を条件とする—

(A) その開示が発明者若しくは共同発明者によって、又は発明者又は共同発明者から直接又は間接に開示された主題を取得したそれ以外の者によってなされたこと、又は
(B) 開示された主題が、同開示の前に、発明者若しくは共同発明者によって、又は発明者又は共同発明者から直接又は間接に開示された主題を取得したそれ以外の者によって公然開示されていたこと

(2) 出願及び特許に表示されている開示.—開示は、次の事情があるときは、第(a)項(2)に基づきクレームされた発明に対する先行技術ではないものとする—

(A) 開示された主題が発明者又は共同発明者から直接又は間接に取得されたこと；
(B) 開示された主題が、同主題が に基づいて有効に出願される前に、第(a)項(2)に基づき、発明者若しくは共同発明者によって、又は発明者若しくは共同発明者から直接若しくは間接に開示された 主題を取得したそれ以外の者によって公然開示されていたこと；又は

(C) 開示された主題及びクレームされた発明が、クレームされた発明に係る有効出願日まで、同一人によって所有されていたか又は同一人への譲渡義務を条件としていたこと。

(c) 共同研究契約に基づく共通所有—開示された主題及びクレームされた発明は、第(b)項(2)(C)の規定の適用においては、同一人によって所有されていた、又は同一人への譲渡義務を条件としていたものとみなされるが、次の事項を条件とする—

(1) クレームされた発明の有効出願日以前に有効であった共同研究契約の当事者の又は複数の者によって、又は同人のために、開示された主題が開発されてクレームされた発明がなされたこと；

(2) 共同研究契約の範囲内で行われた活動の結果として、クレームされた発明がなされたこと；および

(3) クレームされた発明についての特許出願が、共同研究契約当事者の名称を開示しているか、又は、開示するように補正されること。

(d) 先行技術として有効な特許及び公開出願—ある特許又は特許出願が第(a)項(2)に基づきクレームされた発明に対する先行技術であるか否かを決定する目的では、当該特許又は出願は、その特許又は出願に記述されている主題に関して、次の日に有効に出願されていたものとみなす。— (1) 第(2)項が適用されない場合は、その特許又は特許出願の実際の出願日；又はその特許又は特許出願が、先にされた又は複数の特許出願に基づいて、第 119 節、第 365(a)節、第 365(b)節、第 386 (a)節、若しくは第 386 (b)節に基づく優先権又は第 120 節、第 121 節、第 365(c)節若しくは第 386(c)節に基づく利益を主張することができる場合は、その主題を記述している出願の中の最先のもの出願日。

[URL] [特許審査便覧 MPEP - L \(uspto.gov\)](#)

Q15.AI 関連発明の“新規性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。

[資料名] MPEP 2131 新規性の欠如—米国特許法第 102 条の適用

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報、該当なし

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または (PDF の場合は) ページ番号を指定するリンク (“#page=〇”で終わる)

[特許審査便覧 - Chapter 2100 章 – 特許性 Patentability \(uspto.gov\)](#)

Q16.AI 関連発明の“新規性”の判断手法についての理解を助けるため、審査基準等の資料において示している事例（例えば、仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください

い。

[事例番号/事例のタイトル] n/a 該当なし

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）該当なし

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 新規性が肯定される例
2. 新規性が否定される例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。該当なし

例、新規性判断において XX は考慮されないため、新規性が否定される事例など

D. 進歩性

Q17 進歩性に関する特許法における条文を教えてください。

[条文番号] 米国特許法第 103 条特許要件；自明でない主題

[編集者注：米国発明法（America Invents Act: AIA、米国の特許制度改正に関する法律）の先発明者先願主義（First inventor to file)規定の対象となる特許出願に適用される（米国特許法 100 条注参照）。それ以外に適用される法律については、米国特許法 103 条（旧法(pre-AIA)を参照。）

クレームされた発明についての特許は、クレームされた発明が第 102 条に規定されているのと同じ方法で開示されていない場合であっても、クレームされた発明と先行技術との間の差異が、クレームされた発明が全体として、クレームされた発明の有効出願日前に、クレームされた発明に係る技術において通常の技倆を有する者にとって自明であると思われる場合には、取得することができない。

特許性は、その発明がされたときの態様によっては否定されないものとする。

Q18. AI 関連発明の“進歩性”の判断に関する審査基準等の資料について、該当箇所を教えてください。

[資料名] 2141 特許法 103 条における自明性判断のための審査ガイドライン

[情報掲載場所] *ページ番号、セクション番号などの特定可能な情報、該当なし。

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる）

[特許審査便覧 - Chapter 2100 章 - 特許性 Patentability \(uspto.gov\)](#)

Q19. AI 関連発明の“進歩性”の判断手法についての理解を助けるため、事例（例えば、審査基準等の資料において示している仮想事例や代表的な裁判例）がある場合、以下の事例を特定する情報：事例番号や事例のタイトル等、当該事例を参照可能な URL 及び事例概要について教えてください。

※複数存在する場合には、その全てについて事例毎に以下の項目について回答ください

い。

[事例番号/事例のタイトル] 該当なし

[URL] *関連セクションを直接参照できるリンク、または（PDF の場合は）ページ番号を指定するリンク（"#page=〇"で終わる） 該当なし

[事例概要] 事例が以下のいずれに該当するかお答えください：

1. 進歩性が肯定される例

2. 進歩性が否定される例

[補足] 事案のポイントを紹介するような補足情報があれば、提供してください。該当なし

例、先行技術から容易に発明することができたとは言えないとして進歩性が肯定されるケース。

[以上]